

千葉市非農地証明発行要領

(目的)

第1 この要領は、千葉市内の土地が現に非農地（農地法第2条第1項にいう農地又は採草放牧地ではないことを指す。以下同じ。）である場合に、千葉市農業委員会（以下「委員会」という。）がその事実を証することにより、関係人の事務手続の便宜を図るとともに、農地法の適正な運用を確保することを目的とする。

(証明の対象とする土地)

第2 本要領に基づき委員会が非農地証明を発行する土地は、以下の全てに該当する非農地とする。ただし、証明の対象とする土地の全域について、許可処分証明又は受理通知証明が発行可能な場合を除く。

- (1) 耕作放棄（農地又は採草放牧地が自然的行為の状態であつたことをいう。）の状態の土地を含まない土地。
- (2) 過去に農地若しくは採草放牧地であつた土地又は現に農地台帳に登載されている土地若しくは登載されていた土地。
- (3) 農地法に違反する行為によって土地の現状が非農地とされた事実が確認されない土地。
- (4) 証明の対象とする土地の全域が非農地の状態にある土地。

(証明願)

第3 証明の願出は、下記により行うものとする。

- (1) 証明を願出することができる者は、土地所有者、当該土地の利害関係人及びこれらの者から委任を受けた者とする。
- (2) 証明の願出は、非農地証明願（様式第1号）、当該土地の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。原本の提示があつた場合は、原本の提出に変えて、写しの提出とすることができる。）、当該土地の公図及び当該土地の位置を示す地図を委員会に提出することにより行うものとする。
- (3) (1)の内、委任を受けた者が願出する場合は、委任を受けたことを証する文書を委員会に提出することとする。
- (4) 証明を受ける土地が一筆の一部である場合には、当該土地の位置及び面積を明示した図面を委員会に提出することとする。

(現地確認等)

第4 願出のあつた土地について、下記により、非農地証明発行の適否の判断を行う。

- (1) 農業委員地区担当体制推進要領に定める担当地区農業委員及び委員会事務局は現地確認を行うとともに、必要に応じ、その他の調査を行う。なお、必要に応じ、その他の農業委員が加わり、又は、その他の農業委員が担当地区農業委員に代わって現地確認その他の調査を行うことができる。
- (2) 現地確認を行う農業委員及び委員会事務局は、必要に応じ、願出人その他の者に対し、現地確認への同行及び追加資料の提出を求める。
- (3) 確認その他調査を行った農業委員は、その結果を踏まえ、非農地証明発行の適否を判断し、事務局とともに非農地証明発行に係る確認票（様式第2号）

を作成する。

(非農地証明の発行等)

第5 委員会は、第4(3)の判断を踏まえ、下記により非農地証明の発行等を行う。

- (1) 非農地証明発行が適当と判断された場合は、現況確認書(非農地証明)(様式第3号)を発行する。
- (2) 非農地証明発行が不適当と判断された場合は、その旨の通知(様式第4号)を発行する。
- (3) この要領に基づいて証明願出があった場合、非農地証明願出処理簿(様式第5号)に記録する。
- (4) この要領に基づいて非農地証明を発行した場合は、翌月の農地部会に報告する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、第2に掲げる土地の非農地証明発行の事務手続きに関し必要な事項は、委員会事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(以下、様式は省略)